



平成20年 5 月22日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 山口浩行

(コード番号：3390)

問合せ先 経営企画部長 村上孝徳

電話番号 03-3568-1305

**業務提携並びに第三者割当による新株式発行及び  
転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ**

平成20年 5 月22日開催の当社取締役会において、株式会社光通信(東証第 1 部 証券コード9435 代表：重田 康光 本社：東京都豊島区)との業務提携並びに同社を割当先とした第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 業務提携

1. 業務提携並びに第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債発行の背景と目的

(1) 背景

当社は、これまでASP形式によるソリューションシステムアウトソーシング事業を主力として、主に多店舗展開を行うチェーン店を対象に事業を展開してまいりましたが、事業設立時の理念である「事業を通じて社会に貢献する」を実現するために介護事業分野に対して当社のもつソリューション開発力の粋を結集した画期的なソリューション「Care Online」の展開を平成19年より開始しております。

当社の持つソリューション開発力は情報の共有と有効活用、そして高いユーザビリティに強みを持っており、特に情報化が遅れているといわれている医療・介護現場において高い有用性があると認識しております。この結果、「Care Online」は介護業界において介護レベルを向上させるシステムツールとして現在高い評価を得つつあります。

しかしながら、当社が目標とする「日本の介護レベルを向上させる」を実現す

るためには、全国約20万か所の介護事業所に対してある一定割合のシェアを獲得する必要がありますが、当社の最も大きな課題は営業力であり、速やかなるシェアの獲得のためには早急なる営業力の確保が必須です。

このような状況の中、当社といたしましては平成21年4月に予定されている介護保険法の改正を見据えたシステム見直しが行われる本年度が、当社のソリューションを普及させる一つの好機であると認識しております。

一方、株式会社光通信は直販営業所60拠点、地域販社71拠点、販売代理店383社（携帯電話SHOP 1470店舗を除く）というように全国に組織された販売網をグループで保有し、地域の各種法人に対する営業力は国内でも有数です。また近年においては携帯電話に係るモバイルソリューションに注力しており、携帯電話業界に対して高い影響力を持っております。さらに、直近においては業種特化した営業組織の構築に着手しており、医療・介護分野に対しても取組を開始しております。

これらの事から、「Care Online」を速やかに普及させ日本の介護レベルの向上に寄与するためには、株式会社光通信との業務提携は最適な選択肢の一つであると認識しております。

## (2) 目的

当社と株式会社光通信はこの様な状況の下、当社の介護ソリューションである「Care Online」を光通信の強力な販売力によって拡販し、全国に約20万事業所存在する市場に対して、速やかに一定レベル市場シェアの獲得を目指す事を主たる目的としております。具体的には市場で認知されるといわれる10%のシェア獲得を当面の目標といたします。

特に介護事業における全国約20万事業所のうち約16万事業所は訪問介護事業所であり、この訪問介護事業所に対して当社は携帯電話を利用した画期的なモバイルソリューション「Mobile Care Online」の開発を進める予定です。この新ソリューションは訪問介護現場における介護士の付帯作業による非効率性を劇的に改善し、さらには昨今求められている介護記録の完全性、精密性を実現するツールとして時代の要請に適っていると考えております。

光通信グループは、携帯電話事業において国内でも有数の販売力、影響力を有しており、かつ新しい事業展開の方向性として医療・介護分野も含めた業種特化型戦略を推し進めており、共同で携帯電話ソリューションの商品化を進めていくパートナーとしては最適であると判断しております。この提携により、当社は強力なるサービス展開力と携帯電話業界に対する強い影響力を得ることになり、また株式会社光通信はその強力な営業力を発揮する新しいフィールドを獲得することになります。

また、その他の事業分野においても多角的に業種特化型の事業展開を進める光

通信グループは、当社のソリューションを社会に浸透させるためのパートナーとして最適であり、介護事業分野のみではなく、例えば外食事業分野や、理美容事業分野などにおいて当社のPOSソリューションおよびASPサービスを光通信グループが拡販するなど多角的な提携が可能であると考えております。

当社としては、このような事業展開を行うにあたり、特に介護関連事業に関するサービスの機能拡充、とりわけ携帯電話を利用したソリューションである

「Mobile Care Online」のシステム開発費用、及びそのサービス主体となるデータセンター、サーバーなどのシステムインフラの維持、および安定的サービス提供のための運営に関する事業資金を必要としており、今回、第三者割当による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債発行を行うことといたしました。

今回の資金調達には、事業パートナーとして長期的な協力関係を構築するために株式会社光通信を対象として、第三者割当による新株式発行及び新株予約権付社債の発行を行うというものですが、株式は速やかに調達資金を必要な事業に支出できるように、また、社債は一定期間における業務提携成果の進捗に合わせて柔軟に資本関係を深めることができるようにとの考えにもとづくものであり、当社としては最適であると判断いたしております。

## 2. 業務提携の内容

今回の業務提携では、当面介護事業分野に関して販売業務提携を行います。具体的には当社の介護ソリューション「Care Online」の販売に関して、活動を促進させるために光通信グループより販売支援チームを受入れ、拡販のための製品パッケージのブラッシュアップ、販売ノウハウの蓄積などを共同で行った後に光通信グループの全国販売網を活用し全国普及活動を促進いたします。

また、介護事業分野向け携帯電話ソリューションである「Mobile Care Online」の開発、製品化にあたっては、お互いの事業分野に対する強みを相乗し、完成度が高く普及しやすい商品を開発し、光通信グループの高い販売力により速やかな市場シェアの獲得を目指します。

さらに、光通信グループの取り扱う情報通信機器、携帯電話などについて当社のサプライ事業であるeコマース事業を通じて当社の既存顧客に販売または取次を行います。

## 3. 提携先の概要（平成19年9月30日現在）

① 商号	株式会社光通信
② 主な事業内容	法人事業、保険事業、SHOP事業、ベンチャーファンド事業
③ 設立年月日	昭和63（1988）年2月5日

④ 本店所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号		
⑤ 代表者	代表取締役会長 重田 康光		
⑥ 資本金の額	54,155百万円		
⑦ 従業員数	5,983名（連結）		
⑧ 大株主及び持株比率	有限会社 光パワー		26.75%
	重田 康光		25.73%
⑨ 当社との関係	資本関係	当社が保有する割当先の株式の数	0株（平成20年3月末現在）
		割当先が保有する当社の株式の数	0株（平成20年3月末現在）
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

#### 4. 日程

平成20年5月22日	取締役会
平成20年5月22日	資本提携及び業務提携に関する基本合意書締結
平成20年5月22日	事業開始日

## II. 第三者割当による新株式発行

### 1. 新株式の発行要領

(1) 発行新株式数	当社普通株式11,000株
(2) 発行価額	1株につき9,500円
(3) 発行価額の総額	104,500,000円
(4) 資本組入額	1株につき4,750円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成20年6月10日（火）
(7) 払込期日	平成20年6月10日（火）
(8) 新株券交付日	割当先の株券不所持の申し出により、株券の発行は行わない予定。
(9) 割当先及び株式数	株式会社光通信 11,000株
(10) 前記各号については、	金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## III. 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債発行

### 1. 転換社債型新株予約権付社債の発行要領

- 4 -

ご注意：この文書は、当社が第三者割当による新株式発行及び新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 転換社債型新株予約権付社債の名称 | ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 |
| (2) 新株予約権の総数         | 10個                                       |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の総数 | 10,000株                                   |
| (4) 社債の発行価額          | 額面100円につき金100円                            |
| (5) 新株予約権の発行価額       | 無償とする。                                    |
| (6) 申込期日             | 平成20年6月10日(火)                             |
| (7) 払込期日             | 平成20年6月10日(火)                             |
| (8) 新株予約権の内容         |   |

①新株予約権の目的たる株式の種類

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項⑥に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行、またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第③イ記載の転換価額(ただし、⑧イまたはロによって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、会社法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

②新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

③行使時の払込金額及び転換価額

イ 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

ロ 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初9,500円とする。

④行使時の払込金額(転換価格)の算定の理由

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権の1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の平成20年2月22日より平成20年5月21日までの終値の平均額に103.16パーセントを乗じた額を基準に決定した。

⑤新株の発行価額中の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は会社計算

規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合には、その端数を切り上げるものとする。

⑥行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年6月11日から平成23年6月8日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

⑦行使の条件

- イ 各本新株予約権1個の一部行使はできない。
- ロ 本社債の償還期限の経過した後は、本新株予約権の行使をすることができない。

⑧転換価額等の調整

- イ 当社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める数式（以下「転換価額調整式」という）をもって調整する。  
（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前転換価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記において既発行株式数には自己株式の数は含まれず、自己株式を処分する場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」及び「1株当りの払込金額」を「1株当りの処分価額」と読み替える。

- ロ 株式併合及び株式分割において、株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める数式（以下「転換価額調整式」という）をもって調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{1}{\text{調整前転換価額} \times \text{株式分割又は株式併合比率}}$$

- (i) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。調整後転換価額は、当該株式分割または無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議した場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 上記 (i) ただし書の場合は、株式分割の基準日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整後転換価額} - \text{調整前転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ハ 毎年3月末日現在の貸借対照表により計算された1株あたりの純資産相当額が当該時点の転換価額を下回ることが判明した場合、転換価額を当該1株当たり純資産相当額に調整する。

ニ 転換価額調整式の計算については円単位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当分は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入するものとする

ホ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式を控除した数とする。

ヘ 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本社債権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の転換価額および適用の日その他必要事項を通知しなければならない。

ト 転換価額調整の適用時期

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合および調整後の転換価額の適用時期は、次の各号に定めるところによる。

- (i) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得を請求できる証券、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の取得、転換または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また基準日がある場合は、その日以降これを適用する。

- (ii) 当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、または当社に対して取得を請求できる証券を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または当社普通

株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する当社普通株式の数で除した金額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合）。

調整後転換価額は、発行される証券または新株予約権の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券の払込期日もしくは新株予約権の割当日の翌日以降、また、募集または無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

#### チ その他の転換価額の調整

イロハニホヘトの転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は本社債権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の転換価額および適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 資本の減少、合併、株式交換、会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

#### ⑨ 自己株式予約権の取得の事由及び消却の条件

該当事項はない。

#### ⑩ 行使請求受付場所

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社本店

#### ⑪ 代用払込に関する事項

本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

#### (9) 社債の内容

① 社債の総額 金95,000,000円

② 各社債の金額 額面9,500,000円の1種

③ 利率 (%) 1.75

④ 利払期日及び利払方法 利息は発行日の翌日から償還期日まで（本新株予約権の行使のあった本新株予約権付社債に係る本社債については、本新株予約権の行使の効力の発生した日の前日まで）これを付し、最終償還期限の平成23年6月9日に全額を支払う。ただし1ヶ年に満たない期間の利息を支払うときは、年365日の日割をもってこれを計算する。

⑤ 償還期限 平成23年6月9日に本社債の全額を償還する。

⑥償還価額 額面100円につき金100円

⑦繰上償還の方法

買入消却 当社は、本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の承諾を得た場合に限り、本新株予約権付社債の全部または一部を償還期限前に買入れることができる。当社が買入れた本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合、当該本社債に付された新株予約権は同時に消滅する。

⑧社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券

⑨担保の有無 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

⑩財務上の特約 財務上の特約を付されている該当事項はない。

⑪取得格付 該当事項はない。

⑫社債管理者 社債管理者は設置しない。

⑬元利金支払場所 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社本店

⑭登録機関 設置しない。

(10)募集又は割当方法 第三者割当の方法により、全額を株式会社光通信に割当てる。

以上

#### IV. ご参考

##### 1. 調達する資金の額および用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額） 194,500,000円

(2) 調達する資金の用途

今回の調達資金につきましては、本件業務提携の当面の目的である介護関連事業に関するサービスの機能拡充、とりわけ携帯電話を利用したソリューションである「Mobile Care Online」のシステム開発費用、及びそのサービス主体となるデータセンター、サーバーなどのシステムインフラの維持、および安定的サービス提供のための運営に関する事業資金に充当する予定です。

特にシステムインフラに関しては高度な機密性を要し、かつ人の生死に係る大切なデータを保持する仕組みとして、大規模災害発生時にも充分なる可用性を兼ね備えたものが必要であり、その維持にはある程度の支出が見込まれます。

(3) 調達する資金の支出予定時期

今回調達する資金のうち、約6,000万円は「Mobile Care Online」のシステム開発費用に関するものであり、平成21年3月期を通して支出する予定です。残る約1億3,000万円は、データセンター、サーバーなどのシステムインフラの維持費用ならびに安定的サービス提供のための運営に関する費用であり、今回の調達が完了次第、順次支出する予定です。

(4) 調達する資金用途の合理性に対する考え方

当社が現時点で最も重要な事業と位置づけている介護関連事業に調達資金を投入することによって、迅速に事業の拡大を目指すことが企業価値及び株式価値の向上に繋がり合理的であると考えます。

## 2. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況等

### (1) 最近3年間の業績および当期業績見通し（単位：百万円）

事業年度の末日	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高	3,508	2,512	2,309
営業利益	273	△316	△499
経常利益	228	△328	△506
当期純利益	117	△363	△622
1株当たり当期純利益（円）	6,592	△6,186	△10,604
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	84,275	21,904	11,300

### (2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成20年5月22日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	58,734株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	2,730株	4.64%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-

### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	69,734株	100.00%
当初の転換価額（9,500円）に おける潜在株式数の総数	10,000株	14.34%

下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	-	-

（注）すでに発行しているストックオプションにおける潜在株式数の総数を、今回のエクイティ・ファイナンスにおける潜在株式数の総数に加えると、今回のエクイティ・ファイナンス後における潜在株式数の総数は12,730株になります。

#### （４）最近の株価の状況

##### ①最近３年間の状況

	平成18年３月期	平成19年３月期	平成20年３月期
始 値	257,000円	100,000円	28,550円
高 値	627,000円 □105,000円	140,000円	29,300円
安 値	221,000円 □91,000円	27,010円	7,100円
終 値	□100,000円	27,950円	9,350円

（注）平成18年３月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、平成18年４月１日をもって、その所有する普通株式１株を３株の割合で分割しており、□印は、株式分割による権利落後の価格を示しております。

##### ②最近６か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	19,000円	14,510円	12,100円	9,680円	9,350円	8,850円
高 値	19,490円	14,800円	15,500円	10,000円	9,890円	10,200円
安 値	12,210円	10,310円	8,800円	8,600円	7,100円	8,550円
終 値	14,900円	12,500円	9,620円	9,350円	9,350円	9,700円

##### ③発行決議日の前営業日における株価

平成20年５月21日現在	
始値	10,200円
高値	10,390円
安値	10,200円
終値	10,390円

#### （５）今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

発行期日	平成20年6月10日
調達資金の額	104,500,000円（発行価額9,500円）
募集時における発行済株式数	58,734株
当該増資による発行株式数	11,000株
募集後における発行済株式総数	69,734株
割当先	株式会社光通信

・第三者割当による新株予約権付社債の発行

発行期日	平成20年6月10日
調達資金の額	95,000,000円
募集時点における発行済株式数	58,734株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（1株につき9,500円）における潜在株式数：10,000株
割当先	株式会社光通信

（注）当新株予約権付社債の転換価額には修正条項を設けておりません

（6）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（ブックビルディングによる募集）

発行期日	平成17年10月28日
調達資金の額	161,850,000円（発行価額：87,875円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	2,000株
当該増資による発行株式数	58,734株
当初の資金使途	設備資金（ソフトウェアの開発）として86,509,000円 運転資金として75,341,000円
支出予定時期	平成17年10月31日
現時点における充当状況	当初の資金使途のとおり

3. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成20年3月31日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
ApaxGlobisJapanFund, L.P.	21.46%	ApaxGlobisJapanFund, L.P.	18.07%
株式会社バンチャー・リンク	18.13%	株式会社光通信	15.77%

山口 浩行	16.85%	株式会社ベンチャー・リンク	15.27%
株式会社インテック	4.08%	山口 浩行	14.19%
三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社	3.06%	株式会社インテック	3.44%

(注) 募集後の持株比率は、平成20年3月31日現在の株主名簿をもとに、平成20年3月31日現在の発行済株式数に今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、同日までに提出された大量保有報告書の持株数を反映し、作成しております。

#### 4. 業績への影響の見通し

今回の募集が、平成20年5月9日発表の平成21年3月期業績へ与える影響の見通しにつきましては、現在精査中であり完了次第速やかにお知らせします。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 株式および新株予約権付社債発行価額の算定根拠

第三者割当を行う際の発行価額の算定根拠は、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の平成20年2月22日より平成20年5月21日までの終値の平均額に103.16パーセントを乗じた額を基準に決定いたしました。

直近3ヶ月間の平均値を基準株価とした理由は、過去数ヶ月間の当社の株価が下降から上昇を繰り返しており、このような株価変動の動きを反映しかつ一定期間の平均値が、行使価額算定の基準値として適切であるとの考えに基づくものであります。

また、基準株価に103.16パーセントを乗じた額とした理由は、将来の企業価値向上を見据えて割当先との間で合意したことに基づくものです。

##### (2) 株式および新株予約権付社債行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当該第三者割当による新株式の発行規模は、増資後の発行済み株式数の15.77%（社債が全額転換された場合は26.33%）となります。希薄化は生じますが、今回の第三者割当増資による介護関連事業のみならず、その他の事業分野においても多角的に業種特化型の事業展開を進める光通信グループが当社のソリューションを拡販することによってシナジーが高まり、将来的に当社の企業価値の増大に寄与すると考えられるため、既存株主にとっても合理的な資金調達であると判断しております。

#### 6. 割当先の選定理由等

##### (1) 割当先の概要（平成19年9月30日現在）

① 商号	株式会社光通信
------	---------

② 事業内容	法人事業、保険事業、SHOP事業、ベンチャーファンド事業		
③ 設立年月日	昭和63（1988）年2月5日		
④ 本店所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 重田 康光		
⑥ 資本金の額	54,155百万円		
⑦ 発行済株式数	58,271,242株		
⑧ 純資産	134,048百万円		
⑨ 総資産	213,954百万円		
⑩ 事業年度の末日	3月31日		
⑪ 従業員数	5,983名（連結）		
⑫ 主要取引先	ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI 株式会社		
⑬ 大株主及び持株比率	有限会社 光パワー	26.75%	
	重田 康光	25.73%	
⑭ 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行 他		
⑮ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	当社が保有する割当先の株式の数	0 株（平成20年3月末現在）
		割当先が保有する当社の株式の数	0 株（平成20年3月末現在）
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑯ 最近3年間の業績			
事業年度の末日	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高（百万円）	171,009	192,837	211,881
営業利益（百万円）	21,702	27,344	18,558
経常利益（百万円）	29,596	29,908	20,374
当期純利益（百万円）	19,466	20,569	18,483

(2) 割当先を選定した理由

株式会社光通信は全国に組織されたリテール販売網をグループで保有し、その営業力は国内でも有数であり、また近年においては携帯電話に係るモバイルソリューションに注力しており、業界に対して高い影響力を持っております。

当社としましては、現時点で最重要事業である介護関連事業「Care Online」を

光通信の強力な販売力によって拡大し、速やかに市場シェアの獲得を目指す事が可能であると考えております。

さらに光通信グループの携帯電話事業に対する高い影響力により、携帯電話を利用した介護向けソリューションである「Mobile Care Online」において独自のサービスや料金体系を構築し、サービスの普及拡大に寄与するものと推測されます。

また、その他の事業分野においても多角的に業種特化型の事業展開を進める光通信グループは、介護事業分野のみではなく、外食事業分野、理美容事業分野など多くの事業分野において当社のソリューションを社会に浸透させるためのパートナーとして最適であると考えております。

### (3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間においては、割当新株式について、長期保有を基本方針として今後も事業パートナーとして関係強化を進めてゆく方針であります。ただし、割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成20年6月10日）より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

### (4) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。